

令和2年6月19日
北陸電力健康保険組合

組 合 報

公告第781号

当組合従業員規程の改正について

表題の規程について、令和2年6月18日開催の組合会にて下記のとおり改正が了承されましたので、公告いたします。

記

1. 改正内容

(1)修正事項

・第2条と第3条を次のとおり改正する。

第2条(従業員の種別)

組合が雇用する従業員の種類は、次のとおりとする。

職員, シニアスタッフ, 嘱託

2 組合は、必要あるときは、北陸電力株式会社(以下「会社」という。)の社員、職員またはシニアスタッフに、組合の事務を委嘱することができる。

第3条(服務, 給与等)

従業員の服務, 給与, 貸与, 任免, 贈与, 賞罰等は、会社の社員、職員およびシニアスタッフに関する諸規定を準用する。

2 前項の規定によりがたい事項または適当でない事項については、別に定める。

(2)追加事項

・第3条(服務, 給与等)の次に以下の条項を加える。

第4条(役職)

組合事務局に次の役職を置くことができる。役職に就任する者は理事長が定める。

事務長, 副長, 主査, 主任

第5条(役職の職務)

第4条に定める役職の職務は、次のとおりとする。

(1)事務長 組合の事務を統括し、従業員を指揮監督する。

(2)副 長 組合の事務に関する特に重要な事項を処理するとともに、事務局のリーダーとして事務長の職務を補佐する。

(3)主 査 組合の事務に関する重要な事項を処理するとともに、事務局の運営について事務長の職務を補佐する。

(4)主 任 組合の事務に関する重要な事項を処理するとともに、他の従業員の指導・支援、取りまとめ等を行う。

第6条(役職手当)

第4条の役職に就任した従業員には、第3条の給与に加え、下記に定める手当(月額)を支給する。ただし、出向者について、出向元から役職手当に該当するものが支給されている場合は、本条に定める手当は支給しない。

(1)事務長 20,000円 (2)副長 15,000円 (3)主査 10,000円 (4)主任 5,000円

第7条(その他)

この規程に定めるもののほか、組合従業員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月19日から施行する。

以 上

令和2年6月19日
北陸電力健康保険組合
理事長 北村和久